

AIJES

Architectural Institute of Japan
Environmental Standard

日本建築学会環境基準 AIJES-G0001-2023

環境基準の分類と位置づけ、環境基準総則
Classification and Outline of the Environmental Standards

2002年5月23日 制定
日本建築学会 環境工学委員会

(日本建築学会 発行)

ご案内

本書の著作権・出版権は（一社）日本建築学会にあります。本書より著書・論文等への引用・転載にあたっては必ず本会の許諾を得てください。

（学術著作権協会委託出版物）

本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を複写される場合は、学術著作権協会（03-3475-5618）の許諾を受けてください。

一般社団法人 日本建築学会

概要

本基準は、日本建築学会における環境工学関連の規準・仕様書・指針など、様々なスタンダードの種類と作成の流れを定義したものである。

Preface

This standard defines various standards concerning with the environmental engineering, such as standard, criterion, specification, guide et al. This also defines how to make them.

本基準作成関係委員（2022年度）

（五十音順・敬称略）

環境工学委員会

委員長 秋元孝之

幹事 大岡龍三 山本早里 山本佳嗣

委員 魚住昌広 梅宮典子 遠藤哲夫 大風 翼 岡田恭明

坂本慎一 近本智行 中島裕輔 永田明寛 中野民雄

長谷川麻子 長谷川兼一 原 直也 福田展淳 前原勝樹

松本泰尚 円井基史 宗方 淳 持田 灯 吉田 聡

企画刊行運営委員会

主査 持田 灯

幹事 上野佳奈子 大風 翼 望月悦子

委員 岡村幸二 小島隆矢 宋 城基 田中貴宏 野崎淳夫

松原斎樹 吉野涼二

建築学会環境基準作成小委員会

主査 持田 灯

幹事 上野佳奈子 大風 翼 望月悦子

委員 宋 城基

AIJES 刊行方針検討 WG

主査 持田 灯

幹事 上野佳奈子 大風 翼 望月悦子

委員 池上雅之 川瀬隆治 長井達夫 西川豊宏 林立也

樋山恭助 松本泰尚 宮崎ひろ志 宗方淳 森太郎

吉澤望

協力委員 山本佳嗣

目次

1. 環境関連基準の分類と位置づけ.....	6
1.1 環境基準総則.....	6
1.2 環境規準.....	6
2. 環境基準総則.....	7
2.1 名称.....	7
2.2 役割.....	7
2.3 適用範囲.....	7
2.4 種類.....	7
2.5 条件.....	7
2.6 取組み.....	8
2.7 性能項目.....	8
2.8 内容.....	8
2.9 環境水準.....	8
2.10 表示記号.....	8
2.11 手続き.....	9
2.12 参考文献.....	14

2004年01月14日（改訂）

2005年10月04日（改訂）

2007年01月14日（改訂）

2008年03月27日（改訂）

2012年05月23日（改訂）

2015年02月17日（改訂）

2022年**月**日（改訂）

1. 環境関連基準の分類と位置づけ

本基準は日本建築学会環境基準の分類と位置づけを示すものである。

環境関連の基準は、憲法に相当する環境基準総則と、諸法に相当する規準に大きく分類される。

以下の分類は、学会として作成すべき規準の大枠を示している。用語については、本来は、基準か規準か、或いは仕様書、指針が適切かについて、厳密な議論が必要であるが、ここでは、環境基準総則のみに基準を使用し、あとはすべて規準に統一した。

1.1 環境基準総則

環境基準総則とは、環境そのものを健康性、快適性などの観点から規定するための基準であり、最も基本となる基準である。

1.2 環境規準

環境規準とは、環境を実現するための企画計画及び環境設計（設計法・計算法）、環境を実現するための施工、建物が完成した時に所期の性能が発揮されているかどうかの検査、建物が正しく運用されているかのチェックなどに関する規準である。

2004年01月14日（改訂）	2008年03月27日（改訂）
2005年10月04日（改訂）	2012年05月23日（改訂）
2007年01月14日（改訂）	2015年02月17日（改訂）
	2022年**月**日（改訂）

2. 環境基準総則

本環境基準総則は日本建築学会環境基準の名称、役割、適用範囲、手続き、改訂、確認、廃止、表示記号等を定めるものである。

2.1 名称

本基準は、日本建築学会環境工学委員会が定める「建築と都市の環境基準」であり、AIJ 環境基準（以下、AIJES）と称する。

2.2 役割

AIJES は、本会の「行動規範」および「倫理綱領」に基づき、建築と都市の環境に関する学術的な判断基準を示すとともに、関連する法的規準の先導的役割を担う。

2.3 適用範囲

AIJES は、建築と都市のあらゆる環境に対して適用されるものである。適用の際には、対象とする環境が、都市、建築近傍、屋内、各室、部位、人体のどのレベルなのかを明確に位置づけておくことが大切である。

2.4 種類

AIJES は、「基準」、「規準」、「仕様書」、「指針」のいずれかの形で規定されるものとする。これらの定義は、学会の規定に従う。ただし、「2.11.2 作成のフロー」で「FDS、査読結果の承認」または「ES承認」が得られなかったものについては、その判断に至った経緯を記録するとともに、AIJES に該当しない「その他の文書」の形をとることができる。

「基準」は、本総則にのみ適用される。また、「指針」は、その内容に応じて「ガイドライン」もしくは「マニュアル」と題することもできる。「その他の文書」には「技術の現状」や「考え方」などがある。

2.5 条件

AIJES は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 中立性、公平性を尊んだ学術的な知見に基づいていること。

(2) 学会としての、その時々のご意見を集約するために、客観性と先見性、論理性と倫理性、地域性と国際性、柔軟性と整合性を備えていること。

2.6 取組み

環境性能の設計や評価のための目標や規準は、環境要素や地域によって異なる特性を有すると考えられるため、性急な総合性能化を図らず、各運営委員会レベルで得られた知見に基づいて順次整備・規準化を進めることとする。然る後、全体的整合性を検討し総合性能化を図る。

2.7 性能項目

AJESが定める環境規準には、次の性能項目が含まれる。

- (1)安全性、(2)健康性、(3)快適性、(4)省エネルギー性、(5)省資源・リサイクル性、
- (6)環境適合性、(7)福祉性

2.8 内容

AJESが定める内容は、建築行為の企画計画時、設計時、建設時、完成時、運用時の各段階で適用されるものであり、性能値、計算法、施工法、検査法、試験法、測定法、評価法などに関する規準が含まれる。

2.9 環境水準

環境水準として、最低水準（許容値）、推奨水準（推奨値）、目標水準（目標値）などを考慮する。

2.10 表示記号

AJESは対象とする環境要素・適用範囲に応じて、次に掲げる基準に従って分類記号および分類番号を表示すると共に、制定年度も表示する。

1)分類記号

総則（記号G）

音環境運営委員会（記号AJES-S）

環境振動運営委員会（記号AJES-V）

光環境運営委員会（記号AJES-L）

熱環境運営委員会（記号AJES-H）

空気環境運営委員会（記号AJES-A）

水環境運営委員会（記号AJES-W）

建築設備運営委員会（記号AJES-B）

都市環境・都市設備運営委員会（記号AJES-U）

環境心理生理運営委員会（記号AJES-P）

環境設計運営委員会（記号AJES-D）

電磁環境運営委員会（記号 AJES-E）

2)分類番号

分類記号に続けて4桁(0001～9999)の分類番号を通し番号にて割り付ける。

例えば、200X年度に制定されたAJESの総則はAJES-G000X-200Xとなる。

2.11 手続き

規準の作成及び改定は、原則として本項に示す手続きによって行う。なお、手続きの時期、順序及び作成に要する期間を変更する場合には、建築学会環境基準作成小委員会の承認を必要とする。

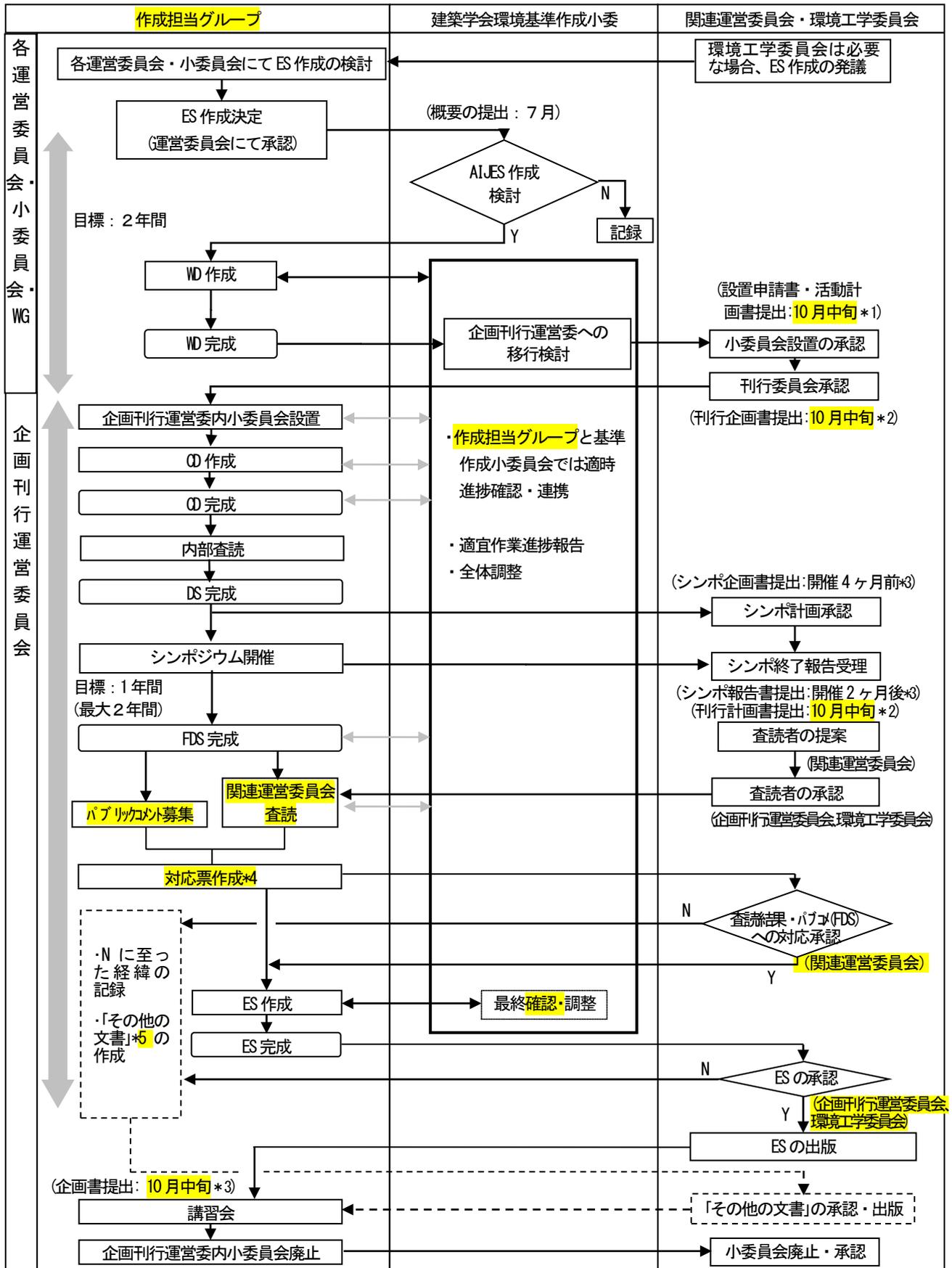
2.11.1 用語の定義

WD	Working Draft	作成担当者による案（第1次原稿） ・内容として、AJESを意識した情報を含むものとする
CD	Committee Draft	作成担当者による案（第2次原稿） ・AJESの体裁に整えたものとする
DS	Draft of Standards	作成担当グループ内で意見を調整した案（第3次原稿）
FDS	Final Draft of Standards	シンポジウムの意見を考慮した作成委員会最終案 （第4次原稿）
ES	Environmental Standards	AJES版下原稿（完成原稿）

AJES作成検討	各運営委員会でES作成の承認を得たものは、その概要を建築学会環境基準作成小委員会に提出する（概要提出は毎年7月とする）。建築学会環境基準作成小委員会は提出されたES作成の採否を検討し、承認した運営委員会に結果を通知する。採択されたものはWDの作成に着手する。
小委員会設置申請	当該年度内にWDの完成が予定されているものは、翌年度に企画刊行運営委員会に規準検討小委員会（作成担当グループ）を設置するため、小委員会設置申請を環境工学委員会に提出する（毎年10月中旬）。なお、申請はES作成を承認した運営委員会を経由して行う。
内部査読	作成担当グループ（小委員会またはWG）の中での査読。
シンポジウム	DSに対する専門家の意見の収集を目的とする。
関連運営委員会査読 ※関連運営委員会とは、ES作成を承認した運営委員会	FDSに対する作成担当者を含まない専門家グループによる査読。 1) 関連運営委員会は査読者を選任し査読意見を取りまとめ、作成担当グループに通知する。査読結果は様式1「査読結果票」に記載する。なお、作成時および大改定時は査読者の選任結果について企画刊行運営委員会、環境工学委員会の承認を必要とする。 2) 作成担当グループは査読結果票に回答を記載し、査読者及び関連運営委員会にその結果を報告して承認を得る。報告のあった運営委員会は必要に応じて助言を行う。 3) 作成担当グループと査読者の間で意見の調整がつかない場合、関連運営

	<p>委員会もしくは当該分野の規準の検討を行う小委員会（以下、担当委員会）は、第3者に専門家の立場からの調整を依頼する。担当委員会は第3者による調整結果を受け取り、最終方針案を取りまとめる。関連運営委員会は、最終方針を決定する。</p> <p>4) 査読結果に基づく修正を加えたESを作成し、「査読結果票」とともに建築学会環境基準作成小委員会の最終確認を受ける。</p>
パブリックコメント	<p>特に専門分野にこだわらない。作成担当グループは、コメントの公開の可能性を説明したうえで、広く一般からのコメントを収集する。</p> <p>1) 収集したコメントに対しては様式2「パブリックコメント対応票」を作成し、関連運営委員会に報告して承認を得る。</p> <p>2) パブリックコメントに対する修正を加えたESを作成し、「パブリックコメント対応票」とともに建築学会環境基準作成小委員会の最終確認を受ける。</p> <p>3) 環境工学委員会によるESの承認を得た後に、提案者（コメント者）に報告する。ホームページでの報告に代えることもできる。</p>
最終確認・調整	<p>建築学会環境基準作成小委員会による最終確認・調整</p> <p>1) 査読及びパブリックコメントに対して適正な対応がなされているかを確認する。</p> <p>2) 作成担当グループと提案者（コメント者）や査読者等との間で意見の調整がつかない場合には、第3者の専門家の立場から調整を行う。</p> <p>3) 最終調整を行った場合、その内容について企画運営委員会の承認を経て、環境工学委員会で報告し、承認を得る。</p>
講習会	規準の公知を目的とする。

2.11.2 作成のフロー



*1：建築学会環境基準作成小委員会→企画刊行運営委員会→環境工学委員会→学術推進委員会
 *2：建築学会環境基準作成小委員会→企画刊行運営委員会→環境工学委員会→刊行委員会
 *3：建築学会環境基準作成小委員会→企画刊行運営委員会→環境工学委員会→能力開発支援事業委員会
 提出関連書式：<http://news-sv.aij.or.jp/academic/shosiki/index.htm>
 *4：対応票作成において調整がつかない場合には、2.11.1用語の定義に定めたプロセスに従う。
 *5：「その他の文書」はAIJESに該当しない。

2.11.3 改定、確認、廃止

建築学会環境基準作成小委員会は、原則として AJES 制定から 5 年を経過する年の前年ごとに環境工学委員会に改定対象規準を報告する。環境工学委員会は、建築学会環境基準作成小委員会からの報告を受け、関係する運営委員会に規準の改定、確認、廃止の検討を依頼する。また、関係する運営委員会は 5 年に限らず、随時、検討の必要が認められた場合は改定小委員会を設置し、規準の改定、確認、廃止の審議を行う。規準の改定作業は 2.11.5 改定のフローに準ずる。なお、改定のフローにおける、シンポジウムの開催、パブリックコメントの募集、講習会の開催については、関連運営委員会と実施の可否を協議し、その内容（理由等）を文書で建築学会環境基準作成小委員会に提出し承認が得られれば省略することができる。

規準の改定、確認、廃止は環境工学委員会の承認を経て行い、その結果を公開する。

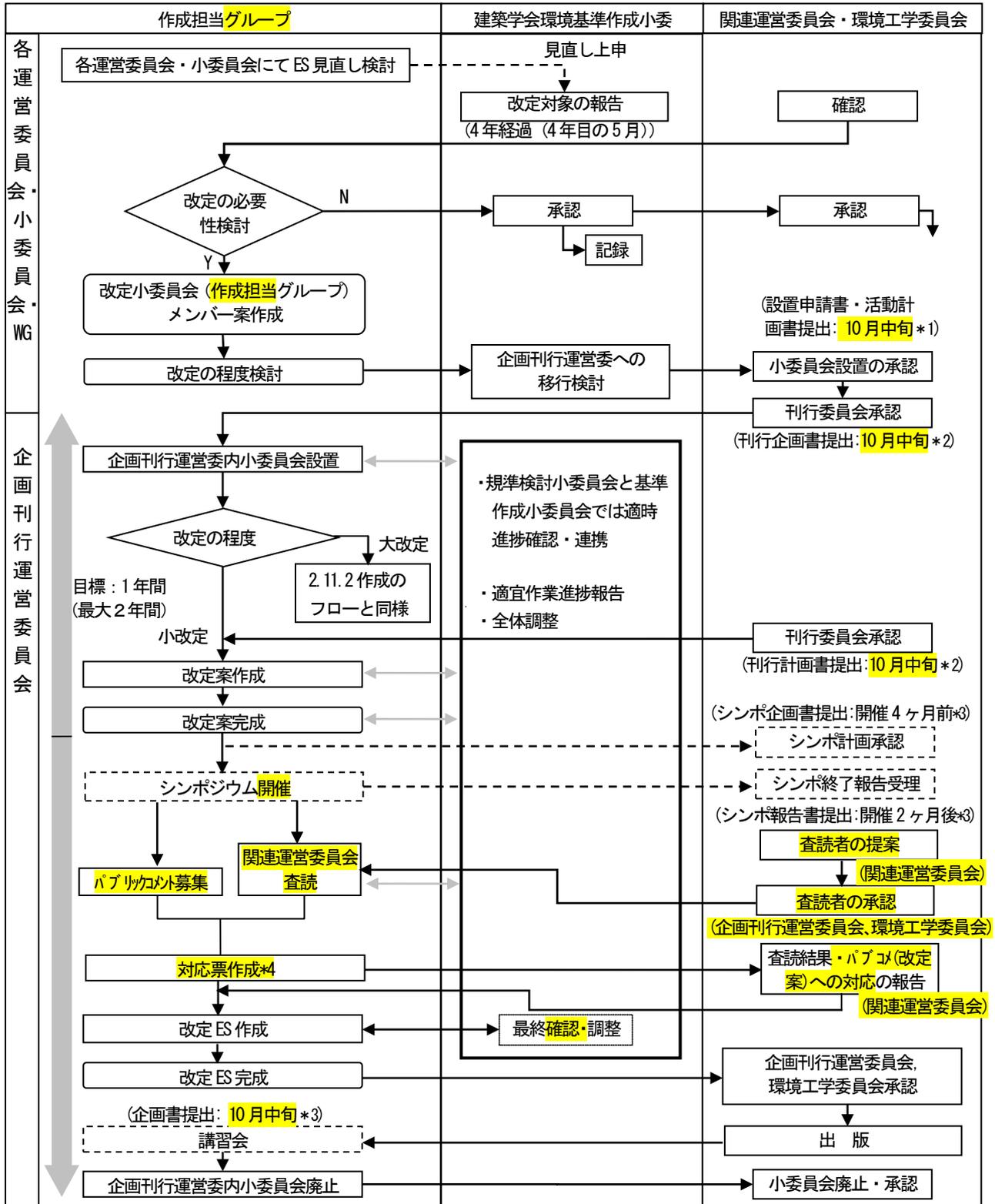
2.11.4 改定の程度

規準改定の程度は以下を参考に決定する。なお、改定の程度を判定できない場合には、建築学会環境基準作成小委員会と協議のうえ決定する。

小改定：規準の考え方は変わらない（軽微な数値の変更、文章の修正・加筆程度）

大改定：新たな考え方の適用、新しい評価方法への変更

2.11.5 改定のプロロー



*1: 建築学会環境基準作成小委員会→企画刊行運営委員会→環境工学委員会→学術推進委員会

*2: 建築学会環境基準作成小委員会→企画刊行運営委員会→環境工学委員会→刊行委員会

*3: 建築学会環境基準作成小委員会→企画刊行運営委員会→環境工学委員会→能力開発支援事業委員会

提出関連書式: <http://news-sv.ajj.or.jp/academic/shoski/index.htm>

*4: 対応票作成において調整がつかない場合には、2.11.1用語の定義に定めたプロセスに従う。

2.12 参考・関連文献

吉野博・石川善美・渡邊俊行、「環境工学委員会におけるアカデミック・スタンダードの概要とその整備状況」建築雑誌 Vol.119 No.1517、2004年3月号 p.54

渡邊俊行、「アカデミック・スタンダード —新たな学会基準 AIJES」建築雑誌増刊「日本建築学会 120年略史」Vol.122 No.1556、2007、pp.100-101

日本建築学会環境基準
AJES-G001-2015

©日本建築学会 2015